

## 神奈川県司法書士会新人研修Q&A

以下のQ&Aは、例年合格者の方からよく寄せられる一般的な問い合わせを記載したものです。ここに記載のない個別の問い合わせについては11月16日(土)の新人研修ガイダンス又は11月18日(月)の新人研修補助ガイダンスのいずれかに出席のうえ、委員に直接ご相談ください。

### 【新人研修全般について】

#### Q1. 神奈川県司法書士会主催の新人研修の位置づけはどうなっていますか？

A1. 各種新人研修は、日本司法書士会連合会が制定した「日司連新人研修規則」(以下「研修規則」という)及び「日司連新人研修実施要領」(以下「実施要領」という)に従って行われるものです。新人研修は、研修規則において「中央研修」「ブロック研修」「司法書士会研修」の3つに分類されており、当会が主催する新人研修は、この「司法書士会研修」に該当します。

そして、この「司法書士会研修」は、研修規則及び実施要領において、「司法書士の適正な執務の姿勢及び処理能力を取得する」ものであるとし、原則として6週間以上の配属研修とすると定められています。

#### Q2. 実施要領には、司法書士会研修は6週間以上の配属研修との定めがありますが、どうして神奈川県司法書士会の新人研修は、配属研修と実践司法書士講座の組み合わせなのですか？

A2. 実施要領は、配属研修の一部または全部の実施が困難な場合には、集合研修等により代替することができる、としています。

当会では、他の研修の開催時期との兼ね合いで6週間の期間を確保することが難しいため、配属研修期間を短縮していますが、代替として集合研修(実践司法書士講座)を実施

しています。さらに、実践司法書士講座は、配属研修を補完するだけでなく、短い配属研修だけでは学ぶことができない多岐にわたる実践的な内容と精鋭なる講師陣による講義により、配属研修との相乗効果を得ることができるカリキュラムとなっています。

令和6年度の神奈川県司法書士会の新人研修につきましては、実践司法書士講座を①ガイダンス当日の司法書士行為規範研修の受講と②司法書士行為規範以外の科目は、神奈川県司法書士会会館におけるグループワーク及び総括講義として開催し、配属研修については第1日程から第3日程までのいずれか2週間の受講を必修とします。従って修了認定を得るためには、配属研修（2週間）と実践司法書士講座（行為規範研修を除く5日間）の全日程を受講することが必要となります。

**Q 3. 神奈川で登録を予定しているのですが、必ず神奈川県司法書士会主催の新人研修を受けなくてはならないのですか？**

A 3. 「司法書士会研修」については、全国いずれかの司法書士会の新人研修を修了すればよいことになっています。

横浜で受験し、合格された方（以下、「神奈川の合格者」という）の多くは、神奈川で司法書士登録をすることが想定され、一般的には、当会の新人研修を受講することになると思います。しかしながら、諸般の事情（実家が遠方など）により、他会で「司法書士会研修」の受講を希望する方もおられるでしょう。このように、他会が実施する「司法書士会研修」を修了された方については、必ずしも当会の新人研修を受講しなければならないわけではありません。

なお、当会の案内文書の中に、「神奈川で登録する場合には神奈川の新人研修を受講済みであることを原則とする」旨の記載がありますが、これは、神奈川の合格者の多くが神奈川県在住者であるため、このような書きぶりになっています。したがって、それぞれの事情により他会での「司法書士会研修」の受講を妨げるものではありません。

**Q 4. すぐに司法書士登録を希望する場合のみ受講すればよいですか？**

A 4. 修了認定日より1年以内に当会へ登録・入会、もしくは当会会員の事務所または司法書士法人へ就職する予定がある場合は受講してください。それ以外の場合は、次年度以

降に受講してください。

**Q 5. 神奈川県司法書士会の新人研修のうち、配属研修または実践司法書士講座のいずれか一方のみを受講することはできますか？**

A 5. できません。

**Q 6. 本年度より以前に司法書士試験に合格しましたが、修了認定も受けておらず現在未登録です。今年の神奈川県司法書士会の新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）を受講することは可能ですか？**

A 6. 修了認定日より1年以内に当会へ登録・入会、もしくは当会会員の事務所または司法書士法人への就職を予定している場合は、受講が可能です。

尚、①配属研修と②実践司法書士講座の双方の受講が必須であり、いずれか一方のみの受講はできません。

**Q 7. 他会で修了認定を受ける予定ですが、神奈川県司法書士会の新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）を受講することは可能ですか？**

A 7. 修了認定日より1年以内に当会へ登録・入会、もしくは当会会員の事務所または司法書士法人への就職を予定している場合は、受講が可能です。

尚、①配属研修と②実践司法書士講座の双方の受講が必須であり、いずれか一方のみの受講はできません。

**Q 8. 過去に他会の新人研修を受講して修了認定を受けていますが、この度神奈川で登録を予定しています。今年の神奈川県司法書士会の新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）を受講することはできますか？**

A 8. 会員研修があるので、そちらの受講をご検討ください。

新人研修は、新人研修の修了認定を受けていない登録・入会予定者を対象に実施するものです。そのため、他会であっても修了認定を受けている場合は、当会の新人研修を受講することはできません。

**Q 9. 今年度は中央新人研修とブロック新人研修を受講する予定はありませんが、神奈川県司法書士会の新人研修のみ受講することはできますか？**

A 9. 神奈川県司法書士会の新人研修は、中央・ブロック新人研修を受講していることを前提にカリキュラムが組まれているため、これらが未受講の場合には受講できません。来年度以降にまとめて受講することをご検討ください。

**Q 10. 神奈川県以外の司法書士会に登録を予定しています。登録の前提として履修しなければならない研修は何ですか？**

A 10. 他会での登録については、登録を希望する各司法書士会に直接問い合わせてください。

**Q 11. 司法書士会研修期間中の給与支給はありますか？**

A 11. 司法書士会研修は、あくまでも研修であるため、給与や交通費などの支給はありません。ただし、当会が実施する「司法書士会研修」については、受講生の負担軽減のため、受講料は無料としています。

**Q 12. 神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）の申込みは必ず申込フォームに入力し提出しなければなりませんか？**

A 12. 当会の新人研修の申込と、新人研修を受講しない旨の申出を兼ねているため、将来的に当会で登録を希望される方は全員申込フォームから提出が必要となります。神奈川県司法書士会のホームページのお知らせ欄記載の URL からお申込みください。

**Q 13. 司法書士登録の前提として各種新人研修の受講は法律的義務ですか？**

A 13. 法律的な義務ではありません。しかし、A 1にあるとおり、日本司法書士会連合会が制定した規則により実施される研修です。また司法書士として最低限の知識、行為規範、心構えなどを身に付けるため、当会は全ての新人研修の受講を推奨しています。

司法書士としての第一歩を踏み出そうとする皆さんは、法律家の仲間入りを果たそうとしています。司法書士が、後世においても市民のための法律家であり続け、かつ司法書士

制度が充実したものであり続けるためにも、是非とも進んで研鑽を積んでください。

### 【配属研修について】

#### **Q 1 4. 配属研修に申し込みましたが、事情が変わったのでキャンセルできますか？**

A 1 4. 配属研修申し込み後に、自己都合によるキャンセルは認められません。これは日程の変更も同様です。指導員の先生方には、受講生のために多くの時間と労力を割いて資料の準備や事務所の受け入れ態勢を整えていただいております。指導員の先生方に失礼のないよう、礼節をわきまえて臨んでください。

#### **Q 1 5. 配属研修に申し込みましたが、業務の都合で欠席又は早退することはできますか？**

A 1 5. 自己の業務による都合での欠席又は早退はできません。

#### **Q 1 6. 体調不良等で欠席した場合、別の日に追加受講して修了認定を受けることができますか？**

A 1 6. 研修中に加入する保険期間の関係で、所定の日程以外の受講は認められません。

尚、「本人の健康上または身体上の理由や、配偶者、四親等以内の親族の健康上または身体上の理由により、本人の療養看護を必要とする場合」に欠席しても、指導員が修了基準を満たしたと判断して「修了報告書」を神奈川県書士会に提出した場合には修了認定されます。

体調がすぐれない時は、配属研修先の指導員に連絡して指示を受けてください。

#### **Q 1 7. 配属研修の一日のスケジュールを教えてください。**

A 1 7. 日々の研修時間については、配属先事務所の営業時間となります。配属研修先の指導員に従ってください。研修時間の時間短縮の可否についても、指導員に直接相談して指示に従ってください。

#### **Q 1 8. 行政手続き等（例. 預かり保育の申請）に使用したいので、配属研修中の就労証**

**明書を発行してくれますか？**

A 1 8 . 配属研修は就労には該当しないため就労証明書は発行しません。

**【実践司法書士講座】**

**Q 1 9 . 業務の都合で欠席又は早退することはできますか？**

A 1 9 . 自己の業務による都合での欠席又は早退することはできません。